

約 定 書

東京信用保証協会（以下甲という。）と（以下乙という。）は、信用保証協会法第 20 条第 1 項第 1 号にもとづく保証（以下「保証契約」という。）に関して次の各条項を約定する。

（成 立）

第 1 条 保証契約は、甲が乙に対し信用保証書を交付することにより成立するものとする。

（効 力）

第 2 条 保証契約の効力は、乙が貸付（手形の割引、給付を含む。以下同じ。）を行なったときに生じる。

2 前項の貸付は、信用保証書発行の日から 30 日以内に行なうものとする。

ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、60 日まで延長することができる。

（旧債振替の制限）

第 3 条 乙は、甲の保証にかかる貸付（以下「被保証債権」という。）をもって、乙の既存の債権に充てないものとする。

ただし、甲が特別の事情があると認め、乙に対し承諾書を交付したときは、この限りでない。

（貸付、償還状況報告）

第 4 条 乙は、第 2 条の貸付を行なったときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

2 乙は、被保証債権の全部または一部の履行をうけたときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

（保証契約の変更）

第 5 条 保証契約の変更は、甲が乙に対し保証条件変更承認書を交付することにより成立するものとする。

2 変更保証契約の効力は、乙が保証条件変更承認書にもとづく変更の手続を完了したときに生じる。

3 前項の手続は、保証条件変更承認書発行の日から 30 日以内に行なうものとする。

4 乙は、保証契約の変更手続を完了したときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

（保証債務の履行）

第 6 条 甲は、被保証人が最終履行期限（期限の利益喪失の日を含む。以下同じ。）後 60 日を経過してなお被保証債務の全部または一部を履行しなかったときは、乙の請求により乙に対し保証債務を履行するものとする。

ただし、特別の事情があるときは、60 日を経ずして甲に対し保証債務の履行請求を行なうことができる。

2 前項の保証債務履行の範囲は、主たる債務に利息および最終履行期限後 60 日以内の延滞利息を加えた額を限度とする。

3 延滞利息は、貸付利率と同率とする。

（保証債務履行請求権の存続期間）

第 7 条 乙は、最終履行期限後 2 年を経過した後は、甲に対し保証債務の履行を請求することが

できない。

(保証料徴収の委託)

第8条 乙は、甲に代り貸付と同時に被保証人から保証料を徴収するものとする。

ただし、保証の期間が1年をこえるものである場合は、分割して徴収することができる。

- 2 乙は、前項の保証料を毎月末に取りまとめ、翌月10日までに甲に送金するものとする。ただし、乙は、甲が必要と認めるときは、その都度これを送金するものとする。甲は、乙が前項の送金を怠ったときは、年10.95パーセント以内の割合の延滞金を徴収することができる。
- 3 被保証人が保証料の納付を遅滞した場合における違約金および被保証人がその債務の履行を遅滞したときの過怠金については、乙は、甲に代り徴収することができるものとする。

(債権の保全取立)

第9条 乙は、常に被保証債権の保全に必要な注意をなし、債務履行を困難とする事実を予見し、また認知したときは、遅滞なく甲に通知し、かつ、適切な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、被保証債権について被保証人に対し期限の利益を喪失させたときは、ただちに甲に通知するものとする。
- 3 乙は、被保証債権について被保証人が履行期限(分割履行の場合の各履行期日を含む。)に履行しない場合には、甲の保証していない債権の取立と同じ方法をもって被保証債権の取立をなすものとする。

(債権証書類および担保物等の交付)

第10条 乙は、甲より第6条による保証債務の履行をうけたときは、被保証債権に関する証書類および担保物等を甲に交付するものとする。

(免責)

第11条 甲は、次の各号に該当するときは、乙に対し保証債務の履行につき、その全部または一部の責を免れるものとする。

- 一 乙が第3条の本文に違反したとき
- 二 乙が保証契約に違反したとき
- 三 乙が故意もしくは重大な過失により被保証債権の全部または一部の履行をうけることができなかったとき

(手続)

第12条 この約定による保証契約上の手続は、甲において定める信用保証事務手続要領によるものとする。

(変更)

第13条 この約定の内容に変更を加えようとするときは、甲乙双方協議の上決定するものとする。

(約定書の所持)

第14条 この約定書は、2通作成し、甲乙各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

住 所 東京都中央区八重洲2丁目6番17号
東京信用保証協会
理事長

印

乙

住 所

印